令和２年度　事業計画

１　基本方針

我が国におきましては、少子高齢化が進み人口が減少していく中で成長力を確保していくために、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわりなく活躍し続けることのできる「生涯現役社会」を実現することがますます重要になっているところであります。

また、地域社会におきましては、人手不足分野での労働力確保や空き家の適正管理など、様々な課題の解決の担い手としてシルバー人材センターに期待が寄せられているところであります。

このような状況の下、シルバー人材センターにおきましては、増加する高齢者の就業ニーズに対応しながら「生涯現役社会」の実現に寄与するとともに、地域社会におけるニーズや課題に対応した取組みの一層の充実を図ることが求められますことから、当センターにおきましては、センターの進むべき方向と担うべき役割を明らかにした「第４次基本計画」を昨年３月に策定したところであります。

計画２年目となる本年度におきましては、当計画に掲げた施策・事業の具体化を加速させるとともに、計画目標の実現に向けた取組みの一層の推進を図ることにより、地域に根差した公益法人としての役割を果たして参ります。

Ⅱ　事業計画

１　シルバー人材センター事業

（１） 就業機会提供事業

センターは、宇都宮市内に居住する６０歳以上の就業意欲のある不特定多数の高年齢者に対し、次の手法により、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる就業の機会を提供します。

① 請負・委任

センター会員として登録した会員に対し、発注者からの指揮命令を受けない、発注者が直接雇用する労働者と混在就業がない仕事を民間や公共等から業務を受注し「請負又は委任」契約により就業機会の提供を行います。

② 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の間で事業実施に関する協定を締結し、発注者の指揮命令を受けて就業できる体制を整備することにより、労働者派遣事業で就業を希望する会員に対し、就業機会の提供を行います。

③ 職業紹介事業

連合会との間で事業実施に関する協定を締結し、地域の会員以外の高齢者も対象とし、雇用就業を目的とした職業紹介を行い就業機会の提供を行います。

（２） 就業機会確保事業

センターは、次により、会員の確保、普及啓発、就業機会の拡大等を実施します。

① 普及啓発事業

ア　会員の「口コミ」による入会促進を図ります。

イ　会員の就業状況写真や仕事の好事例等の記事を掲載するなど、ホームページの充実を図るとともに、広報うつのみやに特集記事を掲載することなどによりＰＲや周知に努めます。

ウ　ポスターやチラシを作成し、市関係機関や工業団地管理組合及び企業への訪問等を実施し、新たな就業先の開拓やリピーター顧客の確保を図るとともに、個人宅へのポスティング等を実施し、会員拡大に努めます。

エ　センター事業普及啓発促進月間（１０月）に、市役所市民ホールで「シルバー人材センターパネル展」を開催するとともに、ボランティア活動等の地域貢献を行います。

オ　福祉の祭典等の様々なイベントへの積極的な参画、他団体との事業連携を図ります。

カ　年１回、会報「シルバーだより」を発行いたします。

キ　女性会員確保のための、女性の適性等を生かした事業の拡大とＰＲに努めます。

② 安全・適正就業推進事業

＜安全就業推進事業＞

ア　７月及び１１月を「重点パトロール月間」と定め、集中して安全パトロールを実施するとともに、毎月第３月曜日を「安全パトロールの日」と定め、パトロールを実施します。

イ　「安全標語」を募集し、就業案内に最優秀作品を毎月掲載することにより、安全就業等に対する啓発を行います。

ウ　屋外作業が多い６月～１２月に、注意喚起のため「熱中症予防」や「スズメバチ注意」等の啓発文書を作成し、配付いたします。

エ　過去の事故事例の紹介を行うとともに、職群班長会議において、作業前チェックシートの活用や、作業別安全就業基準の遵守、作業前ミーティングの実施の徹底を図ることにより、事故発生防止に努めます。

オ　ヒヤリ・ハット体験事例や、過去に発生した事故の発生原因や対応を、安全ニュースに掲載することにより事故再発防止に努めます。

カ　事業推進部会及び安全委員会の開催回数を増やすなど、安全管理体制の強化を図るとともに、新たな安全就業に関する研修の開催等について検討します。

＜適正就業推進事業＞

ア　「適正就業自主点検票」を活用し、適正就業の推進に努めるとともに、「就業案内」により会員への適正就業に関する情報提供を行います。

イ　業務形態の適正化を推進するため、「適正就業ガイドライン」を活用し、発注者の理解を求めます。

ウ　ワークシアリングを推進し、会員における就業機会の公平・均等化を図るとともに、長期就業の是正に努めます。

③ 就業開拓事業

ア　会員の特性や地域のニーズを踏まえた多様な新規就業先及びリピーター顧客の確保・維持を行います。

イ　社会変化や政策等に沿った新たな事業を企画し、実施します。

ウ　補助事業や受託事業等を積極的に獲得し、事業の拡大を図ります。

④ 研修、講習事業

ア　「植木せん定」、「清掃」、「接遇」、「交通安全」等の研修・講習会を開催し、技能・技術の高度化を図るとともに、同一職種内での勉強会により技術力の底上げを図ります。

イ　入会時において新人研修を開催するとともに、「接遇」に関する講習会を開催することによりトラブル発生防止に努めます。

⑤ 独自事業

ア　既存事業の拡大・販路確保を図るとともに、新たな独自事業の創出に努めます。

イ　地域就業創出・拡大事業を継続した、センター喫茶コーナーを運営し会員への就業機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくりに貢献します。

⑥ 相談・調査事業

ア　未就業会員を対象とした「就業相談会」を定期的（本部（毎週水曜日）・北部事業所（第２・第４木曜日））に開催します。

イ　職群班・地域班リーダー等を対象とした先進地視察調査を実施します。

⑦ 地域貢献事業

ア　多様なボランティア活動の積極的展開を図ります。

⑧ 高齢者活用・現役世代サポート事業

ア　育児支援分野や地域における人手不足分野に係わる取組の推進・拡大に努めます。

⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

ア　新総合事業（訪問型サービス事業）における家事援助サービス事業を対象者に提供し、地域に貢献します。

２　法人運営

（１）理事会

事業執行状況や会員の入会承認など本センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年５回程度開催します。

（２）定時総会

定時総会を６月に開催します。

（３） 各部会、委員会等

第４次基本計画の施策・事業の具体化などのため各部会を開催するとともに、センター設立４０周年記念事業の具体化を図るため、記念事業実行委員会を開催します。